

**関西学院大学**  
2012年度  
**自己点検・評価報告書**  
(付:大学基準協会認証評価結果)

---

**司法研究科**



2014年3月

本書は、大学評価（認証評価）のために本学が大学基準協会に提出した「関西学院大学 2012 年度 自己点検・評価報告書」（2013 年 3 月）と大学基準協会の評価結果（2014 年 3 月）である。

構成は、大学基準協会の評価結果（結果と総評の前文）、各章の報告書における本学の記述（1～3）と大学基準協会の評価結果であるが、章によっては評価結果がないものがある。

## 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は 2021（平成 33）年 3 月 31 日までとする。

## 総評

貴大学は、1889（明治 22）年にキリスト教主義教育という理念のもと、神学部と普通学部を持つ「関西学院」として創立された。1932（昭和 7）年に「大学令」による旧制大学へと移行した後、1948（昭和 23）年に学校教育法により新制大学となり、学部・学科および研究科の改組、キャンパス開設を経て、現在は 11 学部（神学部、文学部、社会学部、法学部、経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部、人間福祉学部、教育学部、国際学部）、13 研究科（神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究科、人間福祉研究科、教育学研究科、司法研究科、経営戦略研究科）を擁する総合大学へと発展している。キャンパスは、兵庫県西宮市の西宮上ヶ原キャンパスのほか、隣接する西宮聖和キャンパス、同県三田市に神戸三田キャンパスと 3 キャンパスを有し、キリスト教主義に基づく教育・研究活動を展開している。

なお、経営戦略研究科経営戦略専攻は 2009（平成 21）年度に特定非営利活動法人 A B E S T 21 の専門職大学院認証評価を受けており、それ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。司法研究科は本年度に公益財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を、経営戦略研究科会計専門職専攻は本年度に特定非営利法人国際会計教育協会会計大学院評価機構の専門職大学院認証評価を受けているため、基準 4「教育内容・方法・成果」について、それぞれの専門職大学院認証評価結果に委ねる。

# 第1章 理念・目的

## 1 現状の説明

### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

司法研究科は「理念・目的」などを次のように定め、関西学院公式Webサイトに掲載している。<sup>1-41)</sup>「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」は関西学院大学専門職大学院学則第1章第2条第2項(別表)に定めている。<sup>1-42)</sup>

#### <理念>

法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)として、専門的な知識を習得するとともに、豊かな人間性や責任感、高度な倫理観を養い、社会に貢献する法曹を養成することにより、21世紀の法曹界を支えていくことを理念とする。

#### <養成する法曹>

「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」

「人権感覚豊かな市民法曹」

複雑化、多様化する社会の中で、社会的弱者の立場に立ち、社会に奉仕できる市民法曹の存在が求められている。関西学院として100年を超えるキリスト教主義教育をもとに、法律の専門的知識とともに社会的責任感・倫理観をしっかりと持った、人権感覚に優れた、市民に貢献できる法曹を養成する。

「企業法務に強い法曹」

企業活動をめぐる法律関係が複雑化・専門化・多様化している現在、ビジネスローや企業法務に詳しい法律知識をもった法曹に対する需要は、現在急速に増加している。とくに、企業経営という視点から見ても、そのような専門的法律知識を有する企業弁護士の需要は、ますます拡大することが考えられる。同時に、これまで経済・産業界に多くの優秀な人材を輩出してきた関西学院大学において、法律知識だけではなく経営学や経済学の視点も併せ持った、視野の広い、産業界において不可欠となるであろう法曹を養成する。

「国際的に活躍できる法曹」

グローバル化が進む中で、国際犯罪や国際商事紛争が増加していることから、国際的感覚と外国法の知識を有した法曹が求められている。外国の法律知識や国際的感覚を持つ人材の養成は、語学教育の充実した、また国際色豊かな関西学院の特色を生かすことで可能となる。特に日本法の実務知識だけでなく、留学等を通じて、将来、外国と日本の架け橋となり、国際的に活躍できる法曹を養成する。

#### <目的>

3つの法実務のいずれの分野においても、一般的に要求される法曹としての基本的能力や資質を十分に養成しつつ、法的問題の多様化・専門化・国際化に確実に対応できる能力を持ち、その様々な局面や過程において、スクール・モットーである“Mastery for Service”を体現し、社会に貢献する法曹を養成する。

### ＜人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的＞

司法研究科は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)として、“Mastery for Service”の精神を体現した人権感覚豊かな市民法曹として、現代社会の多様な法的ニーズに応じて、法曹と呼ぶにふさわしい良き仕事(Good Work)を遂行することができる高度の専門性と倫理的資質を備えた法曹を養成することを目的とする。

### ＜教育目標＞

- ① 多様化する広範な法の領域に対応しうる基礎的な知識や特化した専門分野の高度な知識を身につける
- ② 問題に対して高度な法的分析により考察する力=「理論」と、具体的に行動し解決する力=「実務」の融合を図る
- ③ 徹底した少人数教育、多彩な科目群、英語での講義、等により、個々の目標や活動のフィールドに応じた、多様なニーズに対応できるレベルの高い学習システムを提供する

## (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

### ① 学生への周知

関西学院公式Webサイトの法科大学院司法研究科のページにおいて、理念、養成する法曹像、目的、教育目標を掲載<sup>1-41)</sup>し、入学前ガイダンス(2012年度は3回開催)<sup>1-91)</sup>、入学後の宣誓式<sup>1-92)</sup>および新入生対象の特別講座<sup>1-93)</sup>でも研究科長からのメッセージとして説明し、周知を図っている。また、履修科目選択・進路選択等の指導・助言や学生に対する講演会などを通じての周知にも留意している。

### ② 教員への周知

司法研究科の多くの教員(みなし専任教員を含む全専任教員30名中21名)は、研究科開設のための設立準備委員会やカリキュラム検討会議に参加し、司法研究科の理念や教育内容について議論を重ねてきているので、十分に周知されている。また、開設後に赴任した教員についても、採用時の面談や赴任後の新入生オリエンテーションへの参加を求めることで、十分に周知されている。

### ③ 入学志望者等学外の者に対する周知

関西学院公式Webサイトの法科大学院司法研究科のページにおいて、理念、養成する法曹像、目的、教育目標を掲載し周知をはかっている。<sup>1-41)</sup> また、学内・学外の説明会においても理念、養成する法曹像などを伝え、周知をはかっている。<sup>1-94)</sup>

## (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学全体で毎年実施している自己点検・評価において、研究科長の責任の下、執行部と自己点検・FD委員会が点検・評価を行い、次年度の自己点検・評価につなげている。<sup>1-128)</sup> また、2011年度からは、外部評価制度を導入し、社会で求められる法曹像と関西学院大学が取り組むべき課題についてアドバイスを得ている。<sup>1-129)</sup>

## 2 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

なし

**(2) 改善すべき事項**

なし

**3 将来に向けた発展方策**

**(1) 効果が上がっている事項**

なし

**(2) 改善すべき事項**

なし

## 第3章 教員・教員組織

### 1 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

大学として求める教員像および教員組織の編制方針については、大学の記述のとおりであり、各種規程を定め、大学の各教員に求める能力と資質等を明確にしている。

専門職大学院である司法研究科は、「専門職大学院教員任用規程」<sup>3-8)</sup>に加え、「法科大学院任期制実務家教員規程」<sup>3-12)</sup>を定め、司法研究科の教員に求める能力と資質等について明確にしている。

編制方針については、法科大学院は専門職大学院設置基準等により教育課程、教員組織が厳しく定められているが、司法研究科は、教育目標である理論と実務の融合を顕現させるため、実務家教員と研究者教員の比率を同じにしていることが大きな特徴である。<sup>3-64)</sup>

役割分担については、職制66条の2において専門職大学院研究科科長を研究科の代表とすることを定め、処理事項などを明記している。そして、研究科教授会の招集者でありその議長としている。<sup>3-18)</sup> 研究科教授会は「専門職大学院研究科教授会規程」によって定められている。<sup>3-16)</sup> なお、本規程において任期制実務家教員も構成員とするカリキュラム委員会を置くことを定めている。また、これら以外に、各種委員会を設置し研究科を運営している。<sup>3-65)</sup>

#### (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

法令上定められた専任教員数は22人であるが、2012年5月1日現在の専任教員数は30人で充分満たしている。

内訳は研究者教員15人、実務家教員15人で、教授27人、准教授3人である。<sup>3-64)</sup> 従って、専任教員1人当たりの在籍学生数は6.2人である。

研究者教員の分野ごとの内訳は、憲法2人、行政法2人、民法4人、刑法2人、商法1人、民事訴訟法1人、刑事訴訟法2人、英米法1人であり、入学定員が100人である司法研究科は、「法律基本科目の各科目に1人ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く)が適切に配置されている」という基準を満たしている。<sup>3-92)p.31~32</sup>

実務家教員の比率は、研究者教員と同じであり、実務家教員のうち1人は派遣裁判官、14人は弁護士(うち2人は元裁判官)である。<sup>3-92)</sup>

なお、専任教員の年齢構成は、60歳代が13人(43.3%)、50歳代が11人(36.7%)、40歳代が4人(13.3%)、40歳未満が2人(6.7%)である。研究者教員の60歳代の割合が15人中10人(66.7%)と高い。また、専任教員のうち女性教員は2人で、比率は6.7%である。<sup>3-67)</sup>

教員組織の適切性を検証することについては、毎年の自己点検・評価時に行っていることに加え、将来構想委員会を研究科内で発足させ、年齢構成、ジェンダー構成、専門分野の配置、任期制実務家教員の配置も含めた中長期的な教員人事計画を検討する中で検証していく。<sup>3-93)</sup>

#### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

教員の採用・昇格(昇任)については、1-(1)に示した規程に基づき実施している。採用については教授会にて審査委員会を設けて審査を行い、決議のうえ学長を通じて理事会に推薦する手続をとっている。昇格についても、教授会で審査委員会を設けて個々の条件等を踏まえ、教授会

の責任のもとに行われている。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

現在教員5人で構成している自己評価・FD委員会があり、教員の教育上の資質向上の取り組みをこの委員会が担っている。司法研究科は、法曹養成という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)としての性格上、授業改善のための資質向上の取り組みが中心となっている。<sup>3-146)</sup>

主な活動は、①毎学期実施している授業評価アンケートの集計結果、学生からの意見等を各教員へフィードバックしている、②授業改善の参考となる評価の高かった科目などをピックアップして、教員相互の授業参観を実施し意見交換会を実施している、③毎年資質向上につなげるためのFD研修会を実施している、等である。<sup>3-147)</sup>

また、研究者としての資質向上を目的とした取り組みは、教員相互の研究発表の場として「判例研究会」を年に4回程度実施している。<sup>3-148)</sup>

## 2 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

専任教員1人当たりの在籍学生数が6.2人であり、少人数教育できめの細かい教育が可能な体制になっている。

### (2) 改善すべき事項

研究者教員における60歳代の割合が高い(15人中10人で66.7%)。

また、専任教員における女性の比率が低い(30人中 2人で6.7%)。<sup>3-72)</sup>

## 3 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

ST比のレベルを維持するため、教員数を確保する。

### (2) 改善すべき事項

年齢構成、ジェンダー構成の問題について、1-(2)で示した将来構想委員会において、中長期的な教員人事計画を策定する。<sup>3-93)</sup>

## 評価結果

### 総評

教員組織の編制方針は明文化されていないが、「専門職大学院教員任用規程」に加え、「法科大学院任期制実務家教員規程」を定め、教員に求める能力と資質等を明確にして、適切に運用している。

教員組織の実態は、専門職大学院設置基準上必要な教員数を満たすとともに、教育目標である理論と実務の融合を顕現させるため、実務家教員と研究者教員の人数を同数にしている。

教員の資質向上の取り組みは、「自己評価・FD委員会」を中心に活動しており、「判例研究会」を年4回実施し、教員相互の研究発表の機会としている。

教員組織の適切性の検証については、「自己評価・FD委員会」にて検証し、「科長室委員会」へ報告する手順となっている。



## 第5章 学生の受け入れ

### 1 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

司法研究科における学生の受入方針と入試の実施概要は次のとおりであり、関西学院公式Webサイトで公開するとともに<sup>5-57)</sup>、毎年6月に頒布する「入学試験要項」に記載し<sup>5-58)</sup>、説明会などにおいても開示している。<sup>5-59)</sup>

##### <学生の受け入れ方針>

関西学院大学ロースクールは、スクール・モットー“Mastery for Service”(奉仕のための練達)のもとに高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)であって、人権感覚豊かな、かつ、現代社会の多様な法的ニーズに応える市民法曹として、法曹にふさわしい良き仕事(Good Work)を遂行できる人材の養成を目的とする。この目的の達成をめざし、広い専門知識と深い洞察力、豊かな人間性と強い責任感、高度な倫理観を育成し、社会に貢献する法曹を養成するため、次のような人物を求める。

- ① ロースクールにおいて必要とされる論理的思考力、分析力および表現力を有する者。
- ② 幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力、資格を有する者などで、将来法曹となった時にその特長を十分に活かし社会に寄与する活動が期待できる者。
- ③ 出身学部にかかわらず、ロースクールにおいて必要とされる法学の基本的な学識を有する者。

##### <入試の実施概要>

学生の受け入れ方針に基づき、司法研究科ではA日程、B日程、C日程の3日程方式にて入学者選抜を実施する。各日程においては、「一般入試(法学既修者)」「一般入試(法学未修者)」を実施し、加えてB日程では「特別入試」を実施する。

「一般入試(法学既修者)」は、ロースクールにおいて必要とされる法学の基礎的な学識を有する者で、2年間での修了を希望する者を対象とし、「一般入試(法学未修者)」は、3年間での修了を希望する者を対象とする。「特別入試」は関西学院大学の特徴的な入試形態で、幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力・資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特徴を十分に生かし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象にした選抜形態とする。

#### (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生の受け入れ方針に基づき入試要項を作成し、事前に頒布している他、関西学院公式Webサイトにおいても入試概要を掲載している。<sup>5-57),5-58)</sup> また、説明会を開催し入試概要について説明を行っている。<sup>5-59)</sup> これらのことにより公平性、開放性を担保している。

入学試験実施において公平性、開放性を確保することは、最重要課題のひとつである。実施に当たっては、関西学院大学法学部のみならず関西学院大学出身者を優遇することなく、受験者は全て同一条件下での入試としている。その方法は、特別入試を除き、志望理由書・経歴書の提出は不要とし、筆記試験、適性試験の成績、学部成績、面接試験(A日程およびC日程)のみで審査している。

入試は、全ての形態において、出身学部に関係なく受験することができ、広く門戸を開放している。A日程のみ学部卒業見込み者を対象としているが、B日程、C日程については全ての入試形態に出願することができるよう受験機会を増やしている。

公平性、開放性の確保については、出願人数、合格者人数などの入試結果ならびに試験問題についても、事後にWebサイトで公開していることもその一つである。<sup>5-90),5-91)</sup> さらに各日程とも合格発表後には受験生からの入試成績の開示請求に応じていることもあげられる。<sup>5-92)</sup>

なお、合格判定に当たっては、研究科内の入試実行小委員会、執行部、研究科教授会で審議し決定している。

### **(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

開設時より1学年の入学定員を125名としてきたが、定員の見直しを行い2011年度より100名に減員した。

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は75%、収容定員に対する在籍学生数比率は70%となっている。<sup>5-88)</sup>

### **(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

定期的な検証については、研究科内に入試実行小委員会を設け、実施上の問題点および改善点を毎年度検討している。また、入試の制度設計等の課題が生じた場合には入試検討委員会にて議論を行う体制ができている。<sup>5-135),5-136)</sup> 研究科教授会において応募時、合格者判定時、入学者決定時に検証を行なっていることは当然のことである。

なお、関西学院大学における毎年の自己点検・評価において点検・評価することも行なっている。

## **2 点検・評価**

### **(1) 効果が上がっている事項**

なし

### **(2) 改善すべき事項**

入試形態の増設や定員の変更等の入試制度改革にもかかわらず、2012年度入試においては志願者数が前年度より25.8%減少し、入学者も46名と入学定員100名を大きく割る結果となった。<sup>5-65)</sup>

## **3 将来に向けた発展方策**

### **(1) 効果が上がっている事項**

なし

### **(2) 改善すべき事項**

志願者数の増加をはかるための、入試広報施策(大学への説明会実施、学外での企画への参加、Webサイトの強化、学内法学部との連携等)を積極的に展開していく。<sup>5-149)</sup>